

別紙

※租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
目次	目次
<p>第2章 所得税法の特例</p> <p>第2節 不動産所得及び事業所得</p> <p>第1款の2 減価償却の特例</p> <p>第10条の3 ((中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p> <p><u>第10条の4 ((地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</u></p> <p>第10条の4の2 ((地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p> <p>第10条の5の2 ((特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p> <p><u>第10条の5の3 ((特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</u></p> <p><u>第10条の5の4 ((雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除))関係</u></p> <p>第10条の6 ((所得税の額から控除される特別控除額の特例))関係</p> <p>第11条 ((特定設備等の特別償却))関係</p> <p><u>第11条の3 ((被災代替資産等の特別償却))関係</u></p> <p>第12条 ((特定地域における工業用機械等の特別償却))関係</p> <p>第13条 ((障害者を雇用する場合の機械等の割増償却))関係</p> <p><u>第13条の3 ((事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却))関係</u></p> <p>第14条 ((特定都市再生建築物等の割増償却))関係</p> <p>第10条 ((試験研究を行った場合の所得税額の特別控除))関係</p>	<p>第2章 所得税法の特例</p> <p>第2節 不動産所得及び事業所得</p> <p>第1款の2 減価償却の特例</p> <p>第10条の3 ((中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p> <p>第10条の4 ((地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p> <p>第10条の5の2 ((特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p> <p><u>第10条の5の3 ((雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除))関係</u></p> <p><u>第10条の5の4 ((生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</u></p> <p>第10条の6 ((所得税の額から控除される特別控除額の特例))関係</p> <p>第11条 ((特定設備等の特別償却))関係</p> <p>第12条 ((特定地域における工業用機械等の特別償却))関係</p> <p>第13条 ((障害者を雇用する場合の機械等の割増償却))関係</p> <p><u>第14条 ((サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却))関係</u></p> <p><u>第14条の2 ((特定都市再生建築物等の割増償却))関係</u></p> <p>第10条 ((試験研究を行った場合の所得税額の特別控除))関係</p>

(新たな役務の意義)

10-1 措置法第10条第8項第1号の役務の開発を目的として行われる試験研究は新たに提供する役務に係るものに限られるのであるから、同号に規定する「新たな役務」に該当するかどうかは、その役務を提供する個人にとって従前に提供していない役務に該当するかどうかにより判定する。

(新 設)

(従前に提供している役務がある場合の新たな役務の判定)

10-2 個人が従前に提供している役務がある場合において、当該個人が提供する役務が措置法第10条第8項第1号に規定する「新たな役務」に該当するかどうかについては、例えば、当該個人が提供する役務が従前に提供している役務と比較して新たな内容が付加されている場合又は当該個人が提供する役務の提供方法が従前と比較して新たなものである場合には、「新たな役務」に該当する。

(新 設)

(サービス設計工程の全てが行われるかどうかの判定)

10-3 サービス設計工程(措置法令第5条の3第6項各号に掲げるものをいう。以下この項において同じ。)の全てが行われるかどうかは、個人がサービス設計工程の全てを実行することを試験研究の計画段階において決定しているかどうかにより判定する。したがって、サービス設計工程の全てがその年に完了していない場合又はその年において試験研究が中止になった場合であっても、個人がサービス設計工程の全てを実行することを試験研究の計画段階で決定しているときには、その試験研究はサービス設計工程の全てが行われる試験研究に該当することに留意する。

(新 設)

(注) サービス設計工程の全てを実行することの判定については、当該個人がその全部又は一部を委託により行うかどうかは問わないことに留意する。

(試験研究費に含まれる人件費)

10-4 措置法第10条第8項第1号に規定する試験研究費(以下第10条関係において「試験研究費」という。)に含まれる人件費は、専門的知識をもって試験研究の業務に専ら従事する者(措置法令第5条の3第7項第2号に掲げる試験研究にあっては、措置法規則第5条の6第2項に規定する情報解析専門家でその専門的な知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者)に係るものをいうのであるから、たとえ研究所等に専属する者に係るものであっても、例えば、事務職員、守衛、運転手等のように試験研究に直接従事していない者に係るものは、これに含まれないことに留意する。

(試験研究費に含まれる人件費)

10-1 措置法第10条第6項第1号に規定する試験研究費(以下第10条関係において「試験研究費」という。)に含まれる人件費は、専門的知識をもって試験研究の業務に専ら従事する者に係るものをいうのであるから、たとえ研究所等に専属する者に係るものであっても、例えば、事務職員、守衛、運転手等のように試験研究に直接従事していない者に係るものは、これに含まれないことに留意する。

(試験研究の用に供する資産の減価償却費)

(試験研究の用に供する資産の減価償却費)

10-5 試験研究費の額には、個人が自ら行う製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究又は対価を得て提供する新たな役務の開発を目的として措置法令第5条の3第6項各号に掲げるものの全てが行われる場合における当該各号に掲げるものの用に供する資産に係る減価償却費の額が含まれる。

(試験研究用固定資産の除却損)

10-6 .....

(試験研究費の額の範囲が改正された場合の取扱い)

10-7 試験研究費に含まれる費用の範囲が改正された場合には、措置法第10条第8項第3号に規定する「適用年前3年以内の各年分」(10-9において「比較年」という。)の試験研究費の額についてもその改正後の規定により計算するものとする。

(他の者から支払を受ける金額の範囲)

10-8 .....

(試験研究費の額の統一的計算)

10-9 措置法第10条第1項の規定は、増減試験研究費割合(同条第8項第2号に規定する増減試験研究費割合をいう。)に応じ適用されるものであるから、適用年(同号に規定する「適用年」をいう。)及び比較年の試験研究費の範囲、試験研究費を計算する場合の共通経費の配分基準等については、継続して同一の方法によるべきものであることに留意する。

(注) 措置法第10条第3項に規定する中小事業者が同条第4項の規定を適用する場合についても同様とする。

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

10-10 個人が措置法第10条第3項に規定する中小事業者に該当するかどうかは、その年12月31日の現況によって判定するものとする。

(常時使用する従業員の範囲)

10-11 措置法令第5条の3第9項に規定する「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、常时就労している職員、工員等の総数によって

10-2 試験研究費の額には、個人が自ら行う製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究の用に供する資産に係る減価償却費の額が含まれる。

(試験研究用固定資産の除却損)

10-3 .....

(試験研究費の額の範囲が改正された場合の取扱い)

10-4 試験研究費に含まれる費用の範囲が改正された場合には、措置法第10条第6項第6号に規定する「第4項の規定の適用を受けようとする年(.....)(.....)前3年以内の各年分」(以下10-6において「比較年」という。)又は同項第7号に規定する「適用年前2年以内の各年分」(以下10-6において「基準年」という。)の試験研究費の額についてもその改正後の規定により計算するものとする。

(他の者から支払を受ける金額の範囲)

10-5 .....

(試験研究費の額の統一的計算)

10-6 措置法第10条第4項第1号の規定は、試験研究費の額が増加した場合に適用を認めるものであるから、比較年、基準年及び適用年(同条第6項第6号に規定する「適用年」をいう。)の試験研究費の範囲、試験研究費を計算する場合の共通経費の配分基準等については、継続して同一の方法によるべきものであることに留意する。

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

10-7 個人が措置法第10条第2項に規定する中小事業者に該当するかどうかは、その年12月31日の現況によって判定するものとする。

(常時使用する従業員の範囲)

10-8 措置法令第5条の3第8項に規定する「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、常时就労している職員、工員等の総数によって

判定することに留意する。この場合において、酒造最盛期、野菜缶詰、瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間にわたり労務者を使用するときは、当該使用する労務者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。

(年の中途において他の者等に該当しなくなった場合の適用)

**10-12** 措置法令第5条の3第10項第3号、第7号又は第8号の規定の適用上、個人と共同し若しくは個人から委託を受けて試験研究を行う者又は個人から同号に規定する知的財産権(以下10-13までにおいて「知的財産権」という。)の使用料の支払を受ける者が、年の中途において同項第3号に規定する他の者又は同項第7号若しくは第8号に規定する特定中小企業者等に該当しないこととなった場合には、当該個人のその該当しないこととなった日以後の期間に係る当該試験研究のために要する費用又は知的財産権の使用料の額は、措置法第10条第8項第7号に規定する特別試験研究費の額(以下この項において「特別試験研究費の額」という。)に該当しないことに留意する。

(注) 個人と共同し若しくは個人から委託を受けて試験研究を行う者又は個人から知的財産権の使用料の支払を受ける者が、当該試験研究に係る契約又は協定の締結時において措置法令第5条の3第10項第3号に規定する他の者又は同項第7号若しくは第8号に規定する特定中小企業者等に該当しない場合には、たとえその後これらの者に該当することとなったときであっても、当該個人の当該試験研究のために要する費用又は知的財産権の使用料の全額が、特別試験研究費の額に該当しないことに留意する。

(知的財産権の使用料)

**10-13** 個人が措置法令第5条の3第10項第8号の特定中小企業者等からその有する知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究のために要する費用の額のうち、措置法規則第5条の6第13項に規定する知的財産権の使用料の額以外のものであっても、試験研究費に該当する費用の額は措置法第10条第1項又は第3項の規定の適用があることに留意する。

(調整前事業所得税額の計算の基礎となる各種所得の金額)

**10-14** 措置法令第5条の3第8項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、…及び雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうことに留意する。

第10条の2から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係

(特別償却等の適用を受けたものの意義)

判定することに留意する。この場合において、酒造最盛期、野菜缶詰、瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間にわたり労務者を使用するときは、当該使用する労務者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。

(年の中途において他の者等に該当しなくなった場合の適用)

**10-9** 措置法令第5条の3第9項第3号、第7号又は第8号の規定の適用上、個人と共同し若しくは個人から委託を受けて試験研究を行う者又は個人から同号に規定する知的財産権(以下10-10までにおいて「知的財産権」という。)の使用料の支払を受ける者が、年の中途において同項第3号に規定する他の者又は同項第7号若しくは第8号に規定する特定中小企業者等に該当しないこととなった場合には、当該個人のその該当しないこととなった日以後の期間に係る当該試験研究のために要する費用又は知的財産権の使用料の額は、措置法第10条第6項第5号に規定する特別試験研究費の額(以下この項において「特別試験研究費の額」という。)に該当しないことに留意する。

(注) 個人と共同し若しくは個人から委託を受けて試験研究を行う者又は個人から知的財産権の使用料の支払を受ける者が、当該試験研究に係る契約又は協定の締結時において措置法令第5条の3第9項第3号に規定する他の者又は同項第7号若しくは第8号に規定する特定中小企業者等に該当しない場合には、たとえその後これらの者に該当することとなったときであっても、当該個人の当該試験研究のために要する費用又は知的財産権の使用料の全額が、特別試験研究費の額に該当しないことに留意する。

(知的財産権の使用料)

**10-10** 個人が措置法令第5条の3第9項第8号の特定中小企業者等からその有する知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究のために要する費用の額のうち、措置法規則第5条の6第11項に規定する知的財産権の使用料の額以外のものであっても、試験研究費に該当する費用の額は措置法第10条第1項又は第2項の規定の適用があることに留意する。

(調整前事業所得税額の計算の基礎となる各種所得の金額)

**10-11** 措置法令第5条の3第7項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、…及び雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

第10条の2から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係

(特別償却等の適用を受けたものの意義)

10の2～15共―1 減価償却資産について措置法第10条の2第1項、第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の4の2第1項、第10条の5の2第1項、第10条の5の3第1項又は第11条から第15条までの規定による特別償却額又は割増償却額を必要経費に算入していない場合であっても、その年分の確定申告書にその特別償却額又は割増償却額の繰越しに関する記載、明細書の添付等があるときは、その減価償却資産についてこれらの規定の適用を受けたものに該当することに留意する。

(償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算)

10の2～15共―2 措置法第10条の2第1項、第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の4の2第1項、第10条の5の2第1項、第10条の5の3第1項又は第11条から第15条までの規定による特別償却額又は割増償却額の償却不足額の繰越しをする減価償却資産につき、そのよるべき償却の方法として旧定率法、定率法又は取替法を採用している場合の償却不足額を生じた年の翌年分の当該減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる普通償却額は、その償却不足額が既に償却されたものとみなして旧定率法、定率法又は取替法により計算した場合の当該翌年分の普通償却額とする。

第10条の3((中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(年の中途において中小事業者に該当しなくなった場合の適用)

10の3―1 個人が年の中途において措置法第10条の3第1項に規定する中小事業者(以下第10条の3関係において「中小事業者」という。)に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作(以下第10条の3関係において「取得等」という。)をして同項に規定する事業(以下第10条の3関係において「指定事業」という。)の用に供した同項に規定する特定機械装置等(以下第10条の3関係において「特定機械装置等」という。)については同項又は同条第3項の規定の適用があることに留意する。

この場合において、措置法令第5条の5第3項第2号又は第3号に規定する取得価額の合計額がこれらの号に規定する金額以上であるかどうかは、その中小事業者に該当していた期間内に取得等をして指定事業の用に供していたものの取得価額の合計額によって判定することに留意する。

(取得価額の判定単位)

10の2～15共―1 減価償却資産について措置法第10条の2第1項、第10条の3第1項及び第3項、第10条の4第1項、第10条の5の2第1項、第10条の5の4第1項、第11条から第13条の2まで、第14条の2又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額を必要経費に算入していない場合であっても、その年分の確定申告書にその特別償却額又は割増償却額の繰越しに関する記載、明細書の添付等があるときは、その減価償却資産についてこれらの規定の適用を受けたものに該当することに留意する。

(償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算)

10の2～15共―2 措置法第10条の2第1項、第10条の3第1項及び第3項、第10条の4第1項、第10条の5の2第1項、第10条の5の4第1項、第11条から第13条の2まで、第14条の2又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額の償却不足額の繰越しをする減価償却資産につき、そのよるべき償却の方法として旧定率法、定率法又は取替法を採用している場合の償却不足額を生じた年の翌年分の当該減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる普通償却額は、その償却不足額が既に償却されたものとみなして旧定率法、定率法又は取替法により計算した場合の当該翌年分の普通償却額とする。

第10条の3((中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(年の中途において中小事業者に該当しなくなった場合の適用)

10の3―1 個人が年の中途において措置法第10条の3第1項に規定する中小事業者(以下第10条の3関係において「中小事業者」という。)に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作(以下第10条の3関係において「取得等」という。)をして同項に規定する事業(以下第10条の3関係において「指定事業」という。)の用に供した同項に規定する特定機械装置等(以下第10条の3関係において「特定機械装置等」という。)については同項又は同条第5項の規定の適用があり、その該当しないこととなった日前に取得等をして指定事業の用に供した同条第3項に規定する特定生産性向上設備等(10の3―3の2及び10の3―11において「特定生産性向上設備等」という。)については同項又は同条第6項の規定の適用があることに留意する。

この場合において、措置法令第5条の5第8項第2号若しくは第3号又は措置法規則第5条の8第5項若しくは第6項に規定する取得価額の合計額がこれらの規定に規定する金額以上であるかどうかは、その中小事業者に該当していた期間内に取得等をして指定事業の用に供していたものの取得価額の合計額によって判定することに留意する。

(取得価額の判定単位)

10の3-2 措置法令第5条の5第3項第1号又は第2号に規定する機械及び装置又は工具の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は120万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

(注) 措置法規則第5条の8第1項に規定する工具の取得価額の合計額が120万円以上であるかどうかについては、同項に規定する測定工具及び検査工具の取得価額の合計額により判定することに留意する。

(廃止)

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)

10の3-3 措置法令第5条の5第3項第1号から第3号までに規定する機械及び装置、工具又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、120万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置、工具又はソフトウェアが法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるものであると

10の3-2 措置法令第5条の5第3項又は第8項第1号若しくは第2号に規定する機械及び装置又は工具、器具及び備品の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は120万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

(注) 1 措置法規則第5条の8第1項第1号、第2号及び第4号に規定する工具、器具及び備品の取得価額の合計額が120万円以上であるかどうかについては、同項第1号、第2号又は第4号ごとに、これらの号に規定する工具、器具及び備品の取得価額の合計額により判定することに留意する。

2 措置法令第5条の5第8項第2号に規定する工具、器具及び備品の取得価額の合計額が120万円以上であるかどうかについては、工具と器具及び備品とを区別してそれぞれごとの取得価額の合計額により判定することに留意する。

(取得価額の合計額で判定する特定生産性向上設備等)

10の3-2の2 措置法第10条の3第3項に規定する特定生産性向上設備等(以下この項において「中小事業者投資促進税制の特定生産性向上設備等」という。)は、特定機械装置等及び同項に規定する生産性向上設備等(以下この項において「生産性向上設備等」という。)のいずれにも該当するものをいう。

(注) 例えば、生産性向上設備等に係る規模要件(措置法令第5条の5第8項第2号又は第3号に規定する取得価額に係る要件をいう。)のうち複数の減価償却資産(工具、器具及び備品又はソフトウェアに限る。以下この項において同じ。)の取得価額の合計額に係る要件について、特定機械装置等に該当する減価償却資産の取得価額のみ合計額による判定では当該規模要件を満たさない場合であっても特定機械装置等に該当しない減価償却資産を含めた判定において当該規模要件を満たすときには、その規模要件を満たす減価償却資産のうち特定機械装置等に該当するものは、中小事業者投資促進税制の特定生産性向上設備等に該当する。

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)

10の3-3 措置法令第5条の5第3項又は第8項に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、120万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置、工具、器具及び備品又はソフトウェアが法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した

きは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(廃止)

(事業の判定)

10の3-5 個人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。

(注) 1 措置法令第5条の5第4項の「鉱業」については、日本標準産業分類の「大分類C 鉱業、採石業、砂利採取業」に分類する事業が該当する。

2 措置法規則第5条の8第5項第11号に掲げる「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類G 情報通信業」(通信業を除く。)、「小分類693 駐車場業」、「大分類L 学術研究、専門・技術サービス業」、「中分類75 宿泊業」、「中分類78 洗濯・理容・美容・浴場業」、「中分類79 その他の生活関連サービス業」(旅行業を除く。)、「大分類O 教育、学習支援業」、「大分類P 医療、福祉」、「中分類87 協同組合(他に分類されないもの)」及び「大分類R サービス業(他に分類されないもの)」に分類する事業が該当する。

(その他これらの事業に含まれないもの)

10の3-6 措置法規則第5条の8第5項第2号括弧書の料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブに類する事業には、例えば、大衆酒場及びビヤホールのように一般大衆が日常利用する飲食店は含まれないものとする。

(廃止)

金額に基づいてその判定を行うものとする。

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)

10の3-3の2 措置法第10条の3第6項に規定する税額控除限度額を計算する場合において、個人が取得等をした特定生産性向上設備等が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、当該特定生産性向上設備等の取得価額は、令第90条各号の規定により計算した金額による。

(注) 特定生産性向上設備等を指定事業の用に供した日の属する年(以下第10条の3関係において「供用年」という。)において、当該特定生産性向上設備等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、個人が、措置法第10条の3第6項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を令第126条第1項各号に掲げる金額により申告したときは、供用年の翌年以後の各年分において法第42条第1項の規定を適用することはできないことに留意する。

(事業の判定)

10の3-5 個人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。

(注) 措置法規則第5条の8第7項第11号に掲げる「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類G 情報通信業」(通信業を除く。)、「小分類693 駐車場業」、「大分類L 学術研究、専門・技術サービス業」、「中分類75 宿泊業」、「中分類78 洗濯・理容・美容・浴場業」、「中分類79 その他の生活関連サービス業」(旅行業を除く。)、「大分類O 教育、学習支援業」、「大分類P 医療、福祉」、「中分類87 協同組合(他に分類されないもの)」及び「大分類R サービス業(他に分類されないもの)」(旅行業を除く。)に分類する事業が該当する。

(その他これらの事業に含まれないもの)

10の3-6 措置法規則第5条の8第7項第2号かつこ書の料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブに類する事業には、例えば、大衆酒場及びビヤホールのように一般大衆が日常利用する飲食店は含まれないものとする。

(附属機器等の同時設置の意義)

10の3-10 措置法規則第5条の8第1項第2号において本体と同時に設置することを条

件として特定機械装置等に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。

(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の3-11 措置法第10条の3第5項の規定の適用を受けた特定機械装置等の対価の額について、供用年の翌年以後の年において値引きがあった場合には、供用年に遡って当該値引きのあった特定機械装置等に係る同項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

同条第6項の規定の適用を受けた特定生産性向上設備等の対価の額につき、供用年の翌年以後の年において値引きがあった場合の当該供用年の同項に規定する税額控除限度額についても、同様とする。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の3-10 措置法第10条の3第3項の規定の適用を受けた特定機械装置等の対価の額について、特定機械装置等を指定事業の用に供した日の属する年（以下この項において「供用年」という。）の翌年以後の年において値引きがあった場合には、供用年に遡って当該値引きのあった特定機械装置等に係る同条第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

第10条の4（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）関係

（国庫補助金等をもって取得等した特定地域経済牽引事業施設等の取得価額）

10の4-1 措置法令第5条の5の2第1項に規定する令第6条各号に掲げる資産の取得価額の合計額が2,000万円以上であるかどうかを判定する場合において、その資産が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

（新增設の範囲）

10の4-2 措置法第10条の4第1項の規定の適用上、次に掲げる特定地域経済牽引事業施設等（同項に規定する特定地域経済牽引事業施設等をいう。以下第10条の4関係において同じ。）の取得又は製作若しくは建設（以下第10条の4関係において「取得等」という。）についても特定地域経済牽引事業施設等の新設又は増設に該当するものとする。

- (1) 既存設備が災害により滅失又は損壊したため、その代替設備として取得等をした特定地域経済牽引事業施設等
- (2) 既存設備の取替え又は更新のために特定事業用機械等の取得等をした場合で、その取得等により生産能力又は処理能力等が従前に比して相当程度（おおむね30%）以上増加したときにおける当該特定地域経済牽引事業施設等のうちその生産能力又は処理能力等が増加した部分に係るもの

(特別償却等の対象となる建物の附属設備)

(新 設)

10の4-3 措置法第10条の4第1項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。

(承認地域経済牽引事業の用に供したものとされる資産の貸与)

(新 設)

10の4-4 措置法第10条の4第1項に規定する承認地域経済牽引事業者(以下第10条の4関係において「承認地域経済牽引事業者」という。)が、その取得等をした同項に規定する特定事業用機械等(以下第10条の4関係において「特定事業用機械等」という。)を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定事業用機械等が同項に規定する促進区域内において専ら当該承認地域経済牽引事業者の同項に規定する承認地域経済牽引事業(以下第10条の4関係において「承認地域経済牽引事業」という。)のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定事業用機械等は当該承認地域経済牽引事業者の営む承認地域経済牽引事業の用に供したもとして同条の規定を適用する。

(取得価額の合計額が100億円を超えるかどうか等の判定)

(新 設)

10の4-5 措置法第10条の4の規定の適用上、一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が100億円を超えるかどうかは、その新設又は増設に係る承認地域経済牽引事業計画(同条第1項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。以下この項において同じ。)ごとに判定することに留意する。

措置法令第5条の5の2第1項における一の承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する令第6条各号に掲げる資産の取得価額の合計額が2,000万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)

(新 設)

10の4-6 措置法第10条の4第3項に規定する税額控除限度額(以下第10条の4関係において「税額控除限度額」という。)を計算する場合において、個人が取得等をした特定事業用機械等が、法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきもとして交付を受けるものであるときは、当該特定事業用機械等の取得価額は、令第90条各号の規定により計算した金額による。

(注) 特定事業用機械等を事業の用に供した日の属する年(以下第10条の4関係において「供用年」という。)において、当該特定事業用機械等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、個人が、税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を令第126条第1項各号に掲げる金額により申告したときは、供用年の翌年以後の各

年分において法第42条第1項の規定を適用することはできないことに留意する。

(特定事業用機械等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の4-7 措置法第10条の4第3項の規定の適用を受けた特定事業用機械等の対価の額  
について、供用年の翌年以後の年において値引きがあった場合には、供用年に遡って当該  
値引きのあった特定事業用機械等に係る税額控除限度額の修正を行うものとする。

第10条の4の2 ((地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)) 関係

(特別償却等の対象となる建物の附属設備)

10の4の2-1 措置法第10条の4の2第1項に規定する建物の附属設備は、当該建物と  
ともに取得又は建設(以下第10条の4の2関係において「取得等」という。)をする場合  
における建物附属設備に限られることに留意する。

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

10の4の2-2 個人が措置法令第5条の5の3第1項に規定する中小事業者(以下第10条  
の4の2関係において「中小事業者」という。)に該当するかどうかは、措置法第10条の  
4の2第1項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をした日及び事業  
の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受けた場合の特定建物等の取得価額要件の  
判定)

10の4の2-3 措置法令第5条の5の3第1項に規定する一の建物及びその附属設備並  
びに構築物の取得価額の合計額が2,000万円以上(中小事業者にあつては1,000万円以上)  
であるかどうかを判定する場合において、その一の建物及びその附属設備並びに構築物が  
法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得された  
もの又は同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受け  
るものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行う  
ものとする。

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)

10の4の2-4 措置法第10条の4の2第3項に規定する税額控除限度額(以下第10条の4  
の2関係において「税額控除限度額」という。)を計算する場合において、個人が取得等  
をした同条第1項に規定する特定建物等(以下第10条の4の2関係において「特定建物等」

(新 設)

第10条の4 ((地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)) 関係

(特別償却等の対象となる建物の附属設備)

10の4-1 措置法第10条の4第1項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得  
又は建設(以下第10条の4関係において「取得等」という。)をする場合における建物附  
属設備に限られることに留意する。

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

10の4-2 個人が措置法令第5条の5の2第1項に規定する中小事業者(以下第10条の4  
関係において「中小事業者」という。)に該当するかどうかは、措置法第10条の4第1項  
に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をした日及び事業の用に供した  
日の現況によって判定するものとする。

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受けた場合の特定建物等の取得価額要件の  
判定)

10の4-3 措置法令第5条の5の2第1項に規定する一の建物及びその附属設備並びに  
構築物の取得価額の合計額が2,000万円以上(中小事業者にあつては1,000万円以上)であ  
るかどうかを判定する場合において、その一の建物及びその附属設備並びに構築物が法第  
42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの  
又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基  
づいてその判定を行うものとする。

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)

10の4-4 措置法第10条の4第3項に規定する税額控除限度額(以下第10条の4関係にお  
いて「税額控除限度額」という。)を計算する場合において、個人が取得等をした同  
条第1項に規定する特定建物等(以下第10条の4関係において「特定建物等」という。)

という。)が、法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるものであるときは、当該特定建物等の取得価額は、令第90条各号の規定により計算した金額による。

(注) 特定建物等を事業の用に供した日の属する年(以下第10条の4の2関係において「供用年」という。)において、当該特定建物等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、個人が、税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を令第126条第1項各号に掲げる金額により申告したときは、供用年の翌年以後の各年分において法第42条第1項の規定を適用することはできないことに留意する。

(特定建物等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の4の2-5 措置法第10条の4の2第3項の規定の適用を受けた特定建物等の対価の額について、供用年の翌年以後の年において値引きがあった場合には、供用年に遡って当該値引きのあった特定建物等に係る税額控除限度額の修正を行うものとする。

第10条の5((特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除)関係

(他の者から支払を受ける金額の範囲)

10の5-2 措置法第10条の5第4項第10号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者(当該個人が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等を含む。)から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。

- (1) 雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者コース助成金、雇用対策法施行規則第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額
- (2) 使用人が他の法人等に出向した場合において、その出向した使用人(以下この項において「出向者」という。)に対する給与を出向元個人(出向者を出向させている個人をいう。以下この項において同じ。)が支給することとしているときに、出向元個人が出向先法人等(出向者の出向を受けている法人等をいう。以下この項において同じ。)から支払を受けた給与負担金の額(出向先法人等の負担すべき給与に相当する金額に限る。)

第10条の5の3((特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)関係

(特定中小事業者であるかどうかの判定の時期)

が、法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、当該特定建物等の取得価額は、令第90条各号の規定により計算した金額による。

(注) 特定建物等を事業の用に供した日の属する年(以下第10条の4関係において「供用年」という。)において、当該特定建物等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、個人が、税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を令第126条第1項各号に掲げる金額により申告したときは、供用年の翌年以後の各年分において法第42条第1項の規定を適用することはできないことに留意する。

(特定建物等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の4-5 措置法第10条の4第3項の規定の適用を受けた特定建物等の対価の額について、供用年の翌年以後の年において値引きがあった場合には、供用年に遡って当該値引きのあった特定建物等に係る税額控除限度額の修正を行うものとする。

第10条の5((特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除)関係

(他の者から支払を受ける金額の範囲)

10の5-2 措置法第10条の5第4項第9号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者(当該個人が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等を含む。)から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。

- (1) 雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者雇用開発助成金、雇用対策法施行規則第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額
- (2) 使用人が他の法人等に出向した場合において、その出向した使用人(以下この項において「出向者」という。)に対する給与を出向元個人(出向者を出向させている個人をいう。以下この項において同じ。)が支給することとしているときに、出向元個人が出向先法人等(出向者の出向を受けている法人等をいう。以下この項において同じ。)から支払を受けた給与負担金の額(出向先法人等の負担すべき給与に相当する金額に限る。)

(新 設)

(新 設)

10の5の3-1 個人が措置法第10条の5の3第1項に規定する特定中小事業者に該当するかどうかは、同項に規定する特定経営力向上設備等（以下第10条の5の3関係において「特定経営力向上設備等」という。）の取得又は製作若しくは建設（以下第10条の5の3関係において「取得等」という。）をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

（生産等設備の範囲）

（新 設）

10の5の3-2 措置法第10条の5の3第1項に規定する生産等設備（以下この項において「生産等設備」という。）とは、例えば、製造業を営む個人の工場、小売業を営む個人の店舗又は自動車整備業を営む個人の作業場のように、その個人が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を稼得するために行う活動（以下この項において「生産等活動」という。）の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。

したがって、例えば、事務所、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。

（注） 一棟の建物が事務所用と店舗用に供されている場合など、減価償却資産の一部が個人の生産等活動の用に直接供されるものについては、その全てが事業の用に供されているときには、その全てが生産等設備となることに留意する。

（ソフトウェアの改良費用）

（新 設）

10の5の3-3 個人が、その有するソフトウェアにつき新たな機能の追加、機能の向上等に該当するプログラムの修正、改良等のための費用を支出した場合において、その付加された機能等の内容からみて、実質的に新たなソフトウェアを取得したと同様の状況にあるものと認められるときは、当該費用の額をソフトウェアの取得価額として措置法第10条の5の3の規定を適用する。

（取得価額の判定単位）

（新 設）

10の5の3-4 措置法令第5条の6の3第2項に規定する機械及び装置又は工具、器具及び備品の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は30万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

（国庫補助金等をもって取得等した特定経営力向上設備等の取得価額）

（新 設）

10の5の3-5 措置法令第5条の6の3第2項に規定する機械及び装置、工具、器具及び

備品、建物附属設備又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、30万円以上、60万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアが法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(主たる事業でない場合の適用)

(新 設)

10の5の3-6 個人の営む事業が措置法第10条の5の3第1項に規定する事業の用に係る事業(以下第10条の5の3関係において「指定事業」という。)に該当するかどうかは、当該個人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。

(指定事業とその他の事業とに共通して使用される特定経営力向上設備等)

(新 設)

10の5の3-7 指定事業とその他の事業とを営む個人が、その取得等をした特定経営力向上設備等をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を指定事業の用に供したのものとして措置法第10条の5の3の規定を適用する。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

(新 設)

10の5の3-8 個人が、その取得等をした特定経営力向上設備等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定経営力向上設備等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定経営力向上設備等は当該個人の営む事業の用に供したのものとして措置法第10条の5の3の規定を適用する。

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)

(新 設)

10の5の3-9 措置法第10条の5の3第3項に規定する税額控除限度額(以下第10条の5の3関係において「税額控除限度額」という。)を計算する場合において、個人が取得等をした特定経営力向上設備等が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるものであるときは、当該特定経営力向上設備等の取得価額は、令第90条各号の規定により計算した金額による。

(注) 特定経営力向上設備等を指定事業の用に供した日の属する年(以下第10条の5の3関係において「供用年」という。)において、当該特定経営力向上設備等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、個人が、税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を令第126条第1項各号に掲げる金額により申告したときは、供用年の翌年以後の各年分において法第42条第1項の規定を適用することはできないこ

とに留意する。

(特定経営力向上設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の5の3-10 措置法第10条の5の3第3項の規定の適用を受けた特定経営力向上設備等の対価の額について、供用年の翌年以後の年において値引きがあった場合には、供用年に遡って当該値引きのあった特定経営力向上設備等に係る税額控除限度額の修正を行うものとする。

第10条の5の4 ((雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除)関係)

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

10の5の4-1 個人が措置法第10条の5の4第1項に規定する中小事業者に該当するかどうかは、その年12月31日の現況によって判定するものとする。

(給与等の範囲)

10の5の4-2 措置法第10条の5の4第2項第2号の給与等とは、法第28条第1項に規定する給与等（以下第10条の5の4関係において「給与等」という。）をいうのであるが、例えば、労働基準法第108条に規定する賃金台帳に記載された支給額（非課税とされる通勤手当等の額を含む。）のみを対象として措置法第10条の5の4第2項第3号、第4号及び第6号の「国内雇用者に対する給与等の支給額」を計算するなど、合理的な方法により継続して国内雇用者に対する給与等の支給額を計算している場合には、これを認める。

(他の者から支払を受ける金額の範囲)

10の5の4-3 措置法第10条の5の4第2項第3号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者（当該個人が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等を含む。）から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。

- (1) 雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者コース助成金、雇用対策法施行規則第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額
- (2) 使用人が他の法人等に出向した場合において、その出向した使用人（以下第10条の5の4関係において「出向者」という。）に対する給与を出向元個人（出向者を出向させている個人をいう。以下第10条の5の4関係において同じ。）が支給することとしているときに、出向元個人が出向先法人等（出向者の出向を受けている法人等をいう。以下第10条の5の4関係において同じ。）から支払を受けた出向先法人等の負担すべき給与

(新 設)

第10条の5の3 ((雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除)関係)

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

10の5の3-1 個人が措置法第10条の5の3第1項に規定する中小事業者に該当するかどうかは、その年12月31日の現況によって判定するものとする。

(給与等の範囲)

10の5の3-2 措置法第10条の5の3第2項第2号の給与等とは、法第28条第1項に規定する給与等（以下第10条の5の3関係において「給与等」という。）をいうのであるが、例えば、労働基準法第108条に規定する賃金台帳に記載された支給額（非課税とされる通勤手当等の額を含む。）のみを対象として措置法第10条の5の3第2項第3号、第4号及び第6号の「国内雇用者に対する給与等の支給額」を計算するなど、合理的な方法により継続して国内雇用者に対する給与等の支給額を計算している場合には、これを認める。

(他の者から支払を受ける金額の範囲)

10の5の3-3 措置法第10条の5の3第2項第3号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者（当該個人が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等を含む。）から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。

- (1) 雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者雇用開発助成金、雇用対策法施行規則第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額
- (2) 使用人が他の法人等に出向した場合において、その出向した使用人（以下第10条の5の3関係において「出向者」という。）に対する給与を出向元個人（出向者を出向させている個人をいう。以下第10条の5の3関係において同じ。）が支給することとしているときに、出向元個人が出向先法人等（出向者の出向を受けている法人等をいう。以下第10条の5の3関係において同じ。）から支払を受けた出向先法人等の負担すべき給与

に相当する金額（10の5の4-4において「給与負担金の額」という。）

**（出向先法人等が支出する給与負担金）**

10の5の4-4 出向先法人等が出向元個人へ出向者に係る給与負担金の額を支出する場合において、当該出向先法人等の国内に所在する事業所につき作成された労働基準法第108条に規定する賃金台帳に当該出向者を記載しているときには、当該給与負担金の額は、措置法第10条の5の4第2項第3号、第4号及び第6号の「国内雇用者に対する給与等の支給額」に含まれる。

**（資産の取得価額に算入された給与等）**

10の5の4-5 措置法第10条の5の4第2項第3号、第4号及び第6号の「国内雇用者に対する給与等の支給額」は、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるものが対象になるのであるが、例えば、自己の製造等に係る棚卸資産の取得価額に算入された給与等の額や自己の製作に係るソフトウェアの取得価額に算入された給与等の額について、個人が継続してその給与等を支給した日の属する年分の国内雇用者に対する給与等の支給額に含めることとしている場合には、その計算を認める。

**（継続雇用制度対象者の判定）**

10の5の4-6 措置法第10条の5の4第2項第8号の平均給与等支給額及び同項第9号の比較平均給与等支給額は、措置法令第5条の6の4第12項に規定する継続雇用制度対象者に対して支給した給与等の額を除いて計算するのであるが、個人が、同一の者に対する継続雇用前の職務に対する給与等の額と継続雇用後の職務に対する給与等の額とを同一の日に合計して支給している場合において、継続してその合計額を当該継続雇用制度対象者に対して支給した給与等の額としているときには、これを認める。

（廃 止）

（廃 止）

に相当する金額（10の5の3-4において「給与負担金の額」という。）

**（出向先法人等が支出する給与負担金）**

10の5の3-4 出向先法人等が出向元個人へ出向者に係る給与負担金の額を支出する場合において、当該出向先法人等の国内に所在する事業所につき作成された労働基準法第108条に規定する賃金台帳に当該出向者を記載しているときには、当該給与負担金の額は、措置法第10条の5の3第2項第3号、第4号及び第6号の「国内雇用者に対する給与等の支給額」に含まれる。

**（資産の取得価額に算入された給与等）**

10の5の3-5 措置法第10条の5の3第2項第3号、第4号及び第6号の「国内雇用者に対する給与等の支給額」は、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるものが対象になるのであるが、例えば、自己の製造等に係る棚卸資産の取得価額に算入された給与等の額や自己の製作に係るソフトウェアの取得価額に算入された給与等の額について、個人が継続してその給与等を支給した日の属する年分の国内雇用者に対する給与等の支給額に含めることとしている場合には、その計算を認める。

**（継続雇用制度対象者の判定）**

10の5の3-6 措置法第10条の5の3第2項第7号の平均給与等支給額及び同項第8号の比較平均給与等支給額は、措置法令第5条の6の3第12項に規定する継続雇用制度対象者に対して支給した給与等の額を除いて計算するのであるが、個人が、同一の者に対する継続雇用前の職務に対する給与等の額と継続雇用後の職務に対する給与等の額とを同一の日に合計して支給している場合において、継続してその合計額を当該継続雇用制度対象者に対して支給した給与等の額としているときには、これを認める。

**第10条の5の4（（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）関係**

**（生産等設備の範囲）**

10の5の4-1 措置法第10条の5の4第1項に規定する生産等設備（以下この項において「生産等設備」という。）とは、例えば、製造業を営む個人の工場、小売業を営む個人の店舗又は自動車整備業を営む個人の作業場のように、その個人が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を稼得するために行う活動（以下この項において「生産等活動」という。）の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、事務所、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のような

ものは、これに該当しない。

(注) 一棟の建物が事務所用と店舗用に供されている場合など、減価償却資産の一部が個人の生産等活動の用に直接供されるものについては、その全てが事業の用に供されているときには、その全てが生産等設備となることに留意する。

(廃 止)

(取得価額の判定単位)

10の5の4-2 措置法令第5条の6の4第2項第1号又は第2号に規定する機械及び装置又は工具、器具及び備品の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は120万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

(廃 止)

(取得価額の合計額の判定)

10の5の4-3 措置法令第5条の6の4第2項第2号に規定する工具、器具及び備品の取得価額の合計額の判定は、工具と器具及び備品とを区別してそれぞれごとに行うことに留意する。

(廃 止)

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受けた場合の特定生産性向上設備等の取得価額要件の判定)

10の5の4-4 措置法令第5条の6の4第2項各号に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、120万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物又はソフトウェアが法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(廃 止)

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)

10の5の4-5 措置法第10条の5の4第5項に規定する税額控除限度額(以下この項及び10の5の4-7において「税額控除限度額」という。)を計算する場合において、個人がその取得又は製作若しくは建設(10の5の4-6において「取得等」という。)をした特定生産性向上設備等(同条第1項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下第10条の5の4関係において同じ。)が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、当該特定生

産性向上設備等の取得価額は、令第90条各号の規定により計算した金額による。

(注) 特定生産性向上設備等を事業の用に供した日の属する年（以下第10条の5の4関係において「供用年」という。）において、当該特定生産性向上設備等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、個人が、税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を令第126条第1項各号に掲げる金額により申告したときは、供用年の翌年以後の各年分において法第42条第1項の規定を適用することはできないことに留意する。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の5の4-6 個人が、その取得等をした特定生産性向上設備等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定生産性向上設備等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定生産性向上設備等は当該個人の営む事業の用に供したもとして措置法第10条の5の4の規定を適用する。

(特定生産性向上設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の5の4-7 措置法第10条の5の4第5項又は第6項の規定の適用を受けた特定生産性向上設備等の対価の額について、供用年の翌年以後の年において値引きがあった場合には、供用年に遡って当該値引きのあった特定生産性向上設備等に係る税額控除限度額の修正を行うものとする。

(ソフトウェアの改良費用)

10の5の4-8 個人が、その有するソフトウェアにつき新たな機能の追加、機能の向上等に該当するプログラムの修正、改良等のための費用を支出した場合において、その付加された機能等の内容からみて、実質的に新たなソフトウェアを取得したと同様の状況にあるものと認められるときは、当該費用の額をソフトウェアの取得価額として措置法第10条の5の4の規定を適用する。

(廃止)

(廃止)

(廃止)

第11条((特定設備等の特別償却))関係

[共通事項]

(特別償却の対象となる特定設備等)

11-1 特定設備等の特別償却の規定は、青色申告書を提出する個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した措置法第11条第1項に規定する特定設備等（以下11-4までにおいて「特定設備等」という。）が次の全てに該当する場合に限って適用があることに留意する。

第11条((特定設備等の特別償却))関係

[共通事項]

(特別償却の対象となる特定設備等)

11-1 特定設備等の特別償却の規定は、青色申告書を提出する個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した措置法第11条第1項に規定する特定設備等（以下11-4までにおいて「特定設備等」という。）が次の全てに該当する場合に限って適用があることに留意する。

- (1) その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないいわゆる新品であること。
- (2) 当該特定設備等について措置法令第5条の8第6項に定める期間(以下この項において「指定期間」という。)内に当該個人が取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、指定期間内に事業の用に供したものであること。

(特定設備等を貸し付けた場合の不適用)

11-4 個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した特定設備等を他に貸し付けた場合には、措置法第11条第1項の規定により、措置法令第5条の8第7項に規定する船舶貸渡業を営む個人がその船舶を他に貸し付けた場合を除き、その貸し付けた特定設備等については、措置法第11条第1項の規定の適用がないことに留意する。

(取得価額の判定単位)

11-6 措置法令第5条の8第1項に規定する機械その他の減価償却資産の1台又は1基の取得価額が600万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は電源装置のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

(国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額)

11-7 措置法令第5条の8第1項に規定する機械その他の減価償却資産の取得価額が600万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械その他の減価償却資産が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

[公害防止用設備]

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

11-9 個人が措置法第11条第1項の表の第1号の上欄に規定する中小事業者に該当するかどうかは、特定設備等の取得又は製作若しくは建設(以下第11条関係において「取得等」という。)をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

[海洋運輸業の意義]

- (1) その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないいわゆる新品であること。
- (2) 当該特定設備等について措置法令第5条の8第5項に定める期間(以下この項において「指定期間」という。)内に当該個人が取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、指定期間内に事業の用に供したものであること。

(特定設備等を貸し付けた場合の不適用)

11-4 個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した特定設備等を他に貸し付けた場合には、措置法第11条第1項の規定により、措置法令第5条の8第6項に規定する船舶貸渡業を営む個人がその船舶を他に貸し付けた場合を除き、その貸し付けた特定設備等については、同法第11条第1項の規定の適用がないことに留意する。

(取得価額の判定単位)

11-6 措置法令第5条の8第1項に規定する機械その他の減価償却資産の1台又は1基の取得価額が300万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は電源装置のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

(国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額)

11-7 措置法令第5条の8第1項に規定する機械その他の減価償却資産の取得価額が300万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械その他の減価償却資産が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

[公害防止設備]

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

11-9 個人が措置法第11条第1項の表の第1号の上欄に規定する中小事業者に該当するかどうかは、同項に規定する特定設備等の取得又は製作若しくは建設(11-10において「取得等」という。)をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

[海洋運輸業の意義]

〔自動車教習用貨物自動車〕

(新 設)

（中小事業者であるかどうかの判定の時期）

(新 設)

11-12 個人が措置法第11条第1項の表の第3号の上欄に規定する中小業者に該当するかどうかは、特定設備等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

（指定自動車教習所を設置するものであるかどうかの判定の時期）

(新 設)

11-13 個人が措置法第11条第1項の表の第3号の上欄に規定する「指定自動車教習所として指定された・・・自動車教習所を設置するもの」に該当する個人であるかどうかは、特定設備等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

第11条の3（被災代替資産等の特別償却）関係

(新 設)

（同一の用途の判定）

(新 設)

11の3-1 措置法令第6条の2第2項各号に規定する「その用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される」ものであるかどうかは、その資産の種類に応じ、おおむね次に掲げる区分により判定する。

- (1) 建物（その附属設備を含む。以下第11条の3関係において同じ。）にあつては、住宅の用、店舗又は事務所の用、工場用の用、倉庫の用、その他の用の区分
- (2) 構築物にあつては、発電用又は送配電用、電気通信事業用、放送用又は無線通信用、農林業用、広告用、競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用、緑化施設及び庭園、舗装道路及び舗装路面、その他の区分
- (3) 機械及び装置にあつては、耐用年数通達付表10（機械及び装置の耐用年数表（旧別表第2））に掲げる設備の種類区分

（注） 措置法令第6条の2第2項第1号に規定する被災建物（以下第11条の3関係において「被災建物」という。）又は当該被災建物に代わるものとして取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下第11条の3関係において同じ。）をした建物（以下第11条の3関係において「被災代替建物」という。）が2以上の用途に併用されている場合において、被災代替建物が被災建物と同一の用途に供されるものであるかどうかは、各々の用途に区分して判定するのであるが、個人が主たる用途により判定しているときは、これを認めて差し支えない。

また、被災建物が用途の異なる2以上の建物である場合において、一の被災代替建物が2以上の用途に併用される建物であるとき、又は一の被災建物が2以上の用途に併用されている場合において、被災代替建物が用途の異なる2以上の建物であ

るときも、同様とする。

(床面積の意義)

(新 設)

11の3-2 措置法令第6条の2第2項第1号に規定する床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号((面積、高さ等の算定方法))に規定する床面積によるものとする。

(2以上の被災代替建物を取得した場合の適用)

(新 設)

11の3-3 個人が、一の被災建物に代わるものとして事業の用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される2以上の被災代替建物の取得等をして事業の用に供する場合において、当該2以上の被災代替建物の床面積の合計面積が当該被災建物の床面積の1.5倍を超えるときは、当該2以上の被災代替建物の床面積のうちいずれを当該被災建物の床面積の1.5倍に相当する部分とするかは、個人の計算によるものとする。  
(注) 個人が、2以上の年にわたって被災代替建物の取得等をして事業の用に供する場合において、最初に措置法第11条の3第1項の規定の適用を受ける年分の同項の規定の適用を受ける当該被災代替建物の床面積が被災建物の床面積の1.5倍に満たないときは、その満たない床面積に相当する部分は、翌年以後に取得等をして事業の用に供する被災代替建物に充てることができることに留意する。

(おおむね同程度以下の構築物の意義)

(新 設)

11の3-4 措置法令第6条の2第2項第2号に規定する「おおむね同程度以下のもの」とは、個人が取得等をした構築物の規模が同号に規定する被災構築物の規模のおおむね1.3倍程度以下のものをいうものとする。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

(新 設)

11の3-5 個人が、その取得等をした機械及び装置を自己の下請業者に貸与した場合において、当該機械及び装置が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該機械及び装置は当該個人の営む事業の用に供したものとして措置法第11条の3の規定を適用する。

(建物等と一体的に事業の用に供される附属施設)

(新 設)

11の3-6 措置法第11条の3第1項に規定する「建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設」とは、特定非常災害(同項に規定する特定非常災害をいう。)に基因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物と機能的及び地理的な一体性を有して事業の用に供される施設をいうのであるから、例えば、滅失をした工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類する施設又は滅失をした

建物に隣接する駐車場等の施設がこれに該当する。

(注) 措置法第11条の3第1項に規定する附属施設は、当該特定非常災害に基因して事業又は居住の用に供することができなくなったものであるかどうかは問わないことに留意する。

(付随区域)

(新 設)

11の3-7 措置法第11条の3第1項に規定する「被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地」とは、当該被災区域である土地と一団をなす土地で当該被災区域である土地の使用に伴って一体的に使用されるものをいうのであるから、例えば、建物を建築する場合において、当該被災区域である土地とともにその建物の敷地の用に供される土地がこれに該当する。

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

(新 設)

11の3-8 個人が、措置法第11条の3第1項に規定する中小事業者に該当する個人であるかどうかは、同項に規定する被災代替資産等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(償却不足額の処理についての留意事項)

(新 設)

11の3-9 措置法第11条の3第2項により準用する措置法第11条第2項の規定は、11-3にかかわらず、措置法第11条の3第1項の規定の適用を受けた被災代替資産等を引き続きその営む事業の用に供している場合に限り適用があることに留意する。

第13条の3(事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却)関係

(新 設)

(特別償却の対象となる建物の附属設備の範囲)

(新 設)

13の3-1 措置法第13条の3第1項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。

(廃 止)

(廃 止)

第14条((サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却)関係

(サービス付き高齢者向け賃貸住宅の範囲)

14-1 措置法第14条第1項の規定の適用を受けることができる同項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅(以下第14条関係において「サービス付き高齢者向け賃貸住宅」という。)は、同項に定める期間内に新築されたもので、かつ、新築後使用されたことのないものに限られるのであるから、当該期間内に新築されたものであっても、新築後他の

(廃止)

用に使用されていたもの又は他から取得した中古住宅等については適用がないことに留意する。

(各独立部分の意義)

14-2 措置法令第7条第1項に規定する各独立部分で高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第2項に規定する登録簿に記載されているものとは、当該登録簿に記載されている同条第1項第1号に規定する各居住部分（賃貸住宅にあっては住戸をいい、有料老人ホームにあっては入居者ごとの専用部分をいう。）で、かつ、措置法令第7条第1項各号の要件を満たすものをいうことに留意する。

(廃止)

(サービス付き高齢者向け賃貸住宅の各独立部分の数が10以上であるかどうかの判定の時期)

14-3 サービス付き高齢者向け賃貸住宅は、その共同住宅又は長屋に係る各独立部分の数が10以上である場合における当該各独立部分に限られるのであるが、当該各独立部分の数が10以上であるかどうかは、措置法第14条第1項の規定の適用を受ける各年の12月31日（当該各独立部分を賃貸の用に供した日以後5年を経過する日の属する年については、その5年を経過する日）の現況によって判定するものとする。

この場合において、当該各独立部分の数が10に満たないこととなった年については、当該各独立部分の全てについて同項の規定の適用がないことに留意する。

(廃止)

(特定都市再生建築物等にサービス付き高齢者向け賃貸住宅が含まれる場合)

14-4 措置法第14条の2第2項に規定する特定都市再生建築物等の全部又は一部を取得した場合において、その取得した部分にサービス付き高齢者向け賃貸住宅に該当する部分が含まれているときは、当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅部分については措置法第14条第1項の規定を適用し、それ以外の部分については措置法第14条の2第1項の規定を適用することができることに留意する。

(廃止)

(資本的支出)

14-5 措置法第14条第1項の規定の適用を受けているサービス付き高齢者向け賃貸住宅について資本的支出（増築に係るものを除く。）がされた場合には、当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅について同項の適用がある期間内に限り、当該資本的支出に係る金額についても同項の規定の適用があるものとする。

(廃止)

(相続によりサービス付き高齢者向け賃貸住宅を承継した者に対する取扱い)

14-6 サービス付き高齢者向け賃貸住宅を相続（包括遺贈を含む。以下この項において同

## 第14条((特定都市再生建築物等の割増償却)関係)

### (特定都市再生建築物等の範囲)

14-1 措置法第14条第1項の規定の適用を受けることができる同項に規定する特定都市再生建築物等(以下第14条関係において「特定都市再生建築物等」という。)は、同項に定める期間内に新築されたもので、かつ、新築後使用されたことのないものに限られるのであるから、当該期間内に新築されたものであっても、新築後他の用に使用されていたもの又は他から取得した中古建築物等については適用がないことに留意する。

### (特定都市再生建築物等に該当する建物附属設備の範囲)

14-2 措置法第14条第2項に規定する建物附属設備は、その特定都市再生建築物等に係る事業計画に基づいて設置される建物附属設備に限られる。

(廃止)

### (用途変更等があった場合の適用)

14-3 措置法第14条第1項の規定の適用を受けた建築物等につき用途変更等があった場合には、その用途変更等があった都度当該建築物等が同条第2項に定める要件に該当するかどうかを判定することに留意する。

(注) 用途変更等があったことにより措置法第14条第1項の規定の適用がないこととなるのは、その用途変更等があった月以後となることに留意する。

じ。)により取得した者の措置法第14条第1項の規定の適用については、当該相続により取得した者が当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅を引き続き有していたものとみなし、同項の規定に基づき、当該相続の日の属する年分以後の各年分の償却費の額を計算することができるものとする。

この場合において、当該相続の日に属する年分の当該相続により取得した当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅につき必要経費に算入すべき償却費の額の計算に当たっては、令第132条第1項第1号((年の中途で業務の用に供した減価償却資産の償却費の特例))の規定に準じて計算する。

## 第14条の2((特定都市再生建築物等の割増償却)関係)

### (特定都市再生建築物等の範囲)

14の2-1 措置法第14条の2第1項の規定の適用を受けることができる同項に規定する特定都市再生建築物等(以下第14条の2関係において「特定都市再生建築物等」という。)は、同項に定める期間内に新築されたもので、かつ、新築後使用されたことのないものに限られるのであるから、当該期間内に新築されたものであっても、新築後他の用に使用されていたもの又は他から取得した中古建築物等については適用がないことに留意する。

### (特定都市再生建築物等に該当する建物附属設備の範囲)

14の2-2 措置法第14条の2第2項に規定する建物附属設備は、その特定都市再生建築物等に係る事業計画に基づいて設置される建物附属設備に限られる。

### (併せて設置されるものの意義)

14の2-3 措置法第14条の2第2項第3号の規定により特定都市再生建築物等に含まれることとなる機械及び装置は、一の計画に基づき建物及びその附属設備又は構築物と併せて設置されるものに限られるのであるから、当該建物及びその附属設備又は構築物を取得してから相当期間を経過した後に設置したものはこれに含まれないことに留意する。

### (用途変更等があった場合の適用)

14の2-4 措置法第14条の2第1項の規定の適用を受けた建築物等につき用途変更等があった場合には、その用途変更等があった都度当該建築物等が同条第2項に定める要件に該当するかどうかを判定することに留意する。

(注) 用途変更等があったことにより同条第1項の規定の適用がないこととなるのは、その用途変更等があった月以後となることに留意する。

(資本的支出)

14-4 措置法第14条第1項の規定の適用を受けている特定都市再生建築物等について資本的支出がされた場合には、当該特定都市再生建築物等について同項の規定の適用がある期間内に限り、当該資本的支出に係る金額についても同項の規定の適用があるものとする。

(相続により特定都市再生建築物等を承継した者に対する取扱い)

14-5 特定都市再生建築物等を相続(包括遺贈を含む。以下この項において同じ。)により取得した者の措置法第14条第1項の規定の適用については、当該相続により取得した者が、同項に規定する事業を当該相続により承継した者であり、かつ、当該相続の開始があった日の属する年分の所得税につき青色申告書を提出できる者である場合には、当該相続により取得した者が当該特定都市再生建築物等を引き続き有していたものとみなし、同項の規定に基づき、当該相続の日の属する年分以後の各年分の償却費の額を計算することができるものとする。

この場合において、当該相続の日の属する年分の当該相続により取得した当該特定都市再生建築物等につき必要経費に算入すべき償却費の額の計算に当たっては、令第132条第1項第1号(年の中で業務の用に供した減価償却資産等の償却費の特例)の規定に準じて計算する。

また、被相続人の当該特定都市再生建築物等に係る償却費の額の計算につき措置法第14条第3項の規定による償却不足額があるときは、同項の規定に準じて償却費の額を計算する。

第15条((倉庫用建物等の割増償却)関係)

(公共上屋の上に建設した倉庫業用倉庫)

15-1 公共上屋の上に倉庫を建設した場合には、その建設した倉庫について措置法令第8条第2項括弧書に規定する階数が2以上のものに該当するかどうかを判定することに留意する。

(注) 公共上屋の上に1階の倉庫を建設した場合には、階数が2以上の倉庫には該当しない。

(廃止)

(資本的支出)

14の2-5 措置法第14条の2第1項の規定の適用を受けている特定都市再生建築物等について資本的支出がされた場合には、当該特定都市再生建築物等について同項の規定の適用がある期間内に限り、当該資本的支出に係る金額についても同項の規定の適用があるものとする。

(相続により特定都市再生建築物等を承継した者に対する取扱い)

14の2-6 特定都市再生建築物等を相続(包括遺贈を含む。以下この項において同じ。)により取得した者の措置法第14条の2第1項の規定の適用については、当該相続により取得した者が、同項に規定する事業を当該相続により承継した者であり、かつ、当該相続の開始があった日の属する年分の所得税につき青色申告書を提出できる者である場合には、当該相続により取得した者が当該特定都市再生建築物等を引き続き有していたものとみなし、同項の規定に基づき、当該相続の日の属する年分以後の各年分の償却費の額を計算することができるものとする。

この場合において、当該相続の日の属する年分の当該相続により取得した当該特定都市再生建築物等につき必要経費に算入すべき償却費の額の計算に当たっては、令第132条第1項第1号(年の中で業務の用に供した減価償却資産の償却費の特例)の規定に準じて計算する。

また、被相続人の当該特定都市再生建築物等に係る償却費の額の計算につき措置法第14条の2第3項の規定による償却不足額があるときは、同項の規定に準じて償却費の額を計算する。

第15条((倉庫用建物等の割増償却)関係)

(公共上屋の上に建設した倉庫業用倉庫)

15-1 公共上屋の上に倉庫を建設した場合には、その建設した倉庫について措置法令第8条第2項第1号又は第2号に規定する階数に係る条件に該当するかどうかを判定することに留意する。

(注) 公共上屋の上に1階の倉庫を建設した場合には、階数が2以上の倉庫には該当しない。

(貯蔵槽倉庫)

15-2 措置法令第8条第2項第4号に規定する貯蔵槽倉庫に該当するかどうかについては、次のことに留意する。

(1) 貯蔵槽倉庫とは、倉庫業法施行規則第3条の9に規定する貯蔵槽倉庫をいうのである

から、容器に入れていない粉状若しくは液状又はばらの物品を保管する倉庫であっても、床式の倉庫は、これに該当しない。

(2) 貯蔵槽倉庫の容積が6,000立方メートル以上であるかどうかは、1基の貯蔵槽倉庫(連続した周壁によって外周を囲まれたもの又は同一の荷役設備により搬入若しくは搬出を行う貯蔵槽倉庫の集合体をいう。)ごとに判定する。

#### 第28条の4((土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例))関係

##### 〔用語の意義〕

##### (用語の意義)

28の4-1 この第28条の4関係において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 土地等 国内にある土地及び当該土地の上に存する権利をいう。
- (2) 土地の譲渡等 措置法第28条の4第1項に規定する土地の譲渡等で同項の規定の適用を受けるものをいう。
- (3) 分離課税の事業所得等の収入金額 分離課税とされる事業所得又は雑所得に係る収入金額のうち土地の譲渡等による事業所得又は雑所得に係る収入金額(措置法令第19条第2項第2号((土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例))に掲げる行為に伴い、その対価として支払を受ける権利金その他の一時金の額を含む。)をいい、措置法第37条の10第1項((一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例))に規定する一般株式等の譲渡による事業所得又は雑所得に係る収入金額及び措置法第37条の11第1項((上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例))に規定する上場株式等の譲渡による事業所得又は雑所得に係る収入金額を除く。
- (4) 販売費及び一般管理費の額 土地の譲渡等のために要した販売費、一般管理費その他土地の譲渡等に係る事業所得又は雑所得を生ずべき業務について生じた費用(負債の利子を除く。)の額をいう。
- (5) 分離課税の事業所得等の金額 分離課税の事業所得等の収入金額から措置法令第19条第4項に規定する原価等の額を控除した金額(同項後段の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。
- (6) 総合課税の事業所得等の金額 事業所得又は雑所得のうち土地の譲渡等による所得、措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等の譲渡による所得及び措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等の譲渡による所得以外の所得の金額をいう。

第29条の2((特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的

#### 第28条の4((土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例))関係

##### 〔用語の意義〕

##### (用語の意義)

28の4-1 この第28条の4関係において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 土地等 国内にある土地及び当該土地の上に存する権利をいう。
- (2) 土地の譲渡等 措置法第28条の4第1項に規定する土地の譲渡等で同項の規定の適用を受けるものをいう。
- (3) 分離課税の事業所得等の収入金額 分離課税とされる事業所得又は雑所得に係る収入金額のうち土地の譲渡等による事業所得又は雑所得に係る収入金額(措置法令第19条第2項第2号((土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例))に掲げる行為に伴い、その対価として支払を受ける権利金その他の一時金の額を含む。)をいい、措置法第37条の10第1項((株式等に係る譲渡所得等の課税の特例))に規定する株式等の譲渡による事業所得又は雑所得に係る収入金額を除く。
- (4) 販売費及び一般管理費の額 土地の譲渡等のために要した販売費、一般管理費その他土地の譲渡等に係る事業所得又は雑所得を生ずべき業務について生じた費用(負債の利子を除く。)の額をいう。
- (5) 分離課税の事業所得等の金額 分離課税の事業所得等の収入金額から措置法令第19条第4項に規定する原価等の額を控除した金額(同項後段の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。
- (6) 総合課税の事業所得等の金額 事業所得又は雑所得のうち土地の譲渡等による所得及び措置法第37条の10第1項に規定する株式等の譲渡による所得以外の所得の金額をいう。

(新 設)

利益の非課税等)関係

(分割等株式の範囲)

29の2-1 措置法第29条の2第1項の規定の適用を受けて取得する株式を発行した法人が行う令第113条第1項に規定する分割型分割(以下この項において「分割型分割」という。)や令第113条の2第1項に規定する株式分配(以下この項において「株式分配」という。)により取得した措置法令第19条の3第9項に規定する分割承継法人株式、分割承継親法人株式又は完全子法人株式は、同項に規定する分割等株式(以下この項において「分割等株式」という。)に該当することとなる。

ただし、分割型分割又は株式分配が、令第113条第4項又は第113条の2第3項の規定により分割型分割又は株式分配に該当しないものとされるときは、取得した株式は分割等株式に該当しないことに留意する。

第41条((住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除))関係

(引き続き居住の用に供している場合)

41-2 措置法第41条第1項、第6項及び第10項に規定する「引き続きその居住の用に供している」とは、新築等又は増改築等をした者が現に引き続きその居住の用に供していることをいうのであるが、これに該当するかどうかの判定に当たっては、次による。

- (1) その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族と日常の起居を共にしないこととなった場合において、その家屋をこれらの親族が引き続きその居住の用に供しており、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、その者がその家屋を引き続き居住の用に供しているものとする。
- (2) その家屋を居住の用に供した日(以下この項において「居住日」という。)の属する年(以下この項において「居住年」という。)以後10年以内(居住年が平成11年若しくは平成12年である場合、居住日が平成13年1月1日から同年6月30日までの期間内である場合又は居住年が平成19年若しくは平成20年で措置法第41条第6項の規定を適用する場合には、15年以内)に、災害により一部損壊した場合において、その損壊部分の補修工事等のため一時的にその者がその家屋を居住の用に供しないこととなる期間があったときは、その期間もその者が引き続き居住の用に供しているものとする。

(新設)

第41条((住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除))関係

(引き続き居住の用に供している場合)

41-2 措置法第41条第1項、第6項及び第10項に規定する「引き続きその居住の用に供している」とは、新築等又は増改築等をした者が現に引き続きその居住の用に供していることをいうのであるが、これに該当するかどうかの判定に当たっては、次による。

- (1) その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族と日常の起居を共にしないこととなった場合において、その家屋をこれらの親族が引き続きその居住の用に供しており、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、その者がその家屋を引き続き居住の用に供しているものとする。
- (2) その家屋を居住の用に供した日(以下この項において「居住日」という。)の属する年(以下この項において「居住年」という。)以後10年以内(居住年が平成11年若しくは平成12年である場合、居住日が平成13年1月1日から同年6月30日までの期間内である場合又は居住年が平成19年若しくは平成20年で措置法第41条第6項の規定を適用する場合には、15年以内)に、災害により一部損壊した場合において、その損壊部分の補修工事等のため一時的にその者がその家屋を居住の用に供しないこととなる期間があったときは、その期間もその者が引き続き居住の用に供しているものとする。

(注) その家屋が、上記(2)の一時的に居住の用に供しない場合ではなく、災害により居住の用に供することができなくなった場合には、措置法第41条第24項の規定の適用があることに留意する。

#### 41-9 削除

##### (災害の意義)

41-29の2 措置法第41条第24項に規定する災害とは、法第2条第1項第27号((定義))に規定する災害をいう。

##### (引き続きその個人の居住の用に供していた家屋)

41-29の3 措置法第41条第1項の定めるところにより居住の用に供した家屋が、その居住の用に供した日の属する年において、災害により居住の用に供することができなくなった場合であっても、その災害のあった日まで引き続きその個人の居住の用に供していた家屋は、同条第24項に規定する従前家屋(41-29の5において「従前家屋」という。)に該当することに留意する。

##### (災害により居住の用に供することができなくなった場合)

41-29の4 措置法第41条第24項に規定する「災害により居住の用に供することができなくなった場合」とは、災害により、客観的にみてその家屋が一般的に居住の用に供することができない状態になった事実がある場合をいう。

したがって、例えば、り災証明書に記載された損害の程度が一部損壊である場合は、他に客観的にみて災害によりその家屋が一般的に居住の用に供することができない状態になった事実がない限り、「災害により居住の用に供することができなくなった場合」に該当しないことに留意する。

##### (登記事項証明書)

41-29の5 措置法規則第18条の21第9項に規定する「従前家屋の登記事項証明書」は、従前家屋が災害により居住の用に供することができなくなったことを明らかにするための書類として確定申告書に添付することとされているものであるから、当該登記事項証明書は、原則として、従前家屋の閉鎖登記記録に係る登記事項証明書であることを要することに留意する。

##### (災害の意義)

41-9 措置法第41条第1項に規定する災害とは、法第2条第1項第27号((定義))に規定する災害をいう。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

第41条の17の2（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）関係

（新 設）

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を適用した場合の効果）

（新 設）

41の17の2-1 法第73条第1項の規定の適用に当たって、その者の選択により措置法第41条の17の2第1項の規定を適用したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、又は修正申告書を提出するときにおいても、当該選択をし適用した同項の規定を適用することに留意する。

（注） 法第73条第1項の規定の適用に当たって、措置法第41条の17の2第1項の規定を適用しなかった場合においても同様である。

第41条の19の3（既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除）関係

第41条の19の3（既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除）関係

（高齢者等居住改修工事等の日等）

（高齢者等居住改修工事等の日等）

41の19の3-1 自己が居住の用に供するためにいわゆる建築工事請負契約により工事をした家屋に係る次に掲げる日は、その者が請負人からそれぞれ次に定める工事に係る部分につき引渡しを受けた日として取り扱って差し支えない。

41の19の3-1 自己が居住の用に供するためにいわゆる建築工事請負契約により工事をした家屋に係る措置法第41条の19の3第1項に規定する「高齢者等居住改修工事等の日」、同条第3項に規定する「一般断熱改修工事等の日」又は同条第5項に規定する「多世帯同居改修工事等の日」とは、その者が請負人から同条第7項に規定する「高齢者等居住改修工事等」（41の19の3-2において「高齢者等居住改修工事等」という。）、同条第8項に規定する「一般断熱改修工事等」（41の19の3-2において「一般断熱改修工事等」という。）又は同条第9項に規定する「多世帯同居改修工事等」（41の19の3-2において「多世帯同居改修工事等」という。）に係る部分につき引渡しを受けた日をいうものとして取り扱って差し支えない。

(1) 措置法第41条の19の3第1項に規定する高齢者等居住改修工事等の日 同項に規定する高齢者等居住改修工事等（41の19の3-2において「高齢者等居住改修工事等」という。）

(2) 措置法第41条の19の3第3項に規定する対象一般断熱改修工事等の日 同項に規定する対象一般断熱改修工事等（41の19の3-2において「対象一般断熱改修工事等」という。）

(3) 措置法第41条の19の3第5項に規定する多世帯同居改修工事等の日 同条第12項に規定する多世帯同居改修工事等（41の19の3-2において「多世帯同居改修工事等」という。）

(4) 措置法第41条の19の3第6項に規定する対象耐久性向上改修工事等の日 同項に規定する対象耐久性向上改修工事等（41の19の3-2において「対象耐久性向上改修工事等」という。）

（住宅特定改修特別税額控除の規定を適用した場合の効果）

（住宅特定改修特別税額控除の規定を適用した場合の効果）

41の19の3-2 措置法第41条の19の3第1項、第3項又は第5項から第8項までに規定する「居住用の家屋」について高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等、多世帯

41の19の3-2 措置法第41条の19の3第1項、第3項又は第5項に規定する「居住用の家屋」について高齢者等居住改修工事等、一般断熱改修工事等又は多世帯同居改修工事等を

同居改修工事等又は対象耐久性向上改修工事等をしたことにつき、これらの規定を適用したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、又は修正申告書を提出するときにおいても、当該適用をしたこれらの規定を適用することに留意する。

(注) 措置法第41条の19の3第1項、第3項又は第5項から第8項までの規定を適用しなかった場合においても同様である。

#### (税額控除等の順序)

41の19の4-4 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除
- (4) 措置法第10条の2の規定によるエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (5) 措置法第10条の3の規定による中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の4の規定による地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (7) 措置法第10条の4の2の規定による地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (8) 措置法第10条の5の規定による特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第10条の5の2の規定による特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除
- (10) 措置法第10条の5の3の規定による特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (11) 措置法第10条の5の4の規定による雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除
- (12) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(措置法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。)
- (13) 措置法第41条の18の3の規定による公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除

したことにつき、同条第1項、第3項又は第5項の規定を適用したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、又は修正申告書を提出するときにおいても、当該適用をした同条第1項、第3項又は第5項の規定を適用することに留意する。

(注) 措置法第41条の19の3第1項、第3項又は第5項の規定を適用しなかった場合においても同様である。

#### (税額控除等の順序)

41の19の4-4 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除
- (4) 措置法第10条の2の規定によるエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (5) 措置法第10条の3の規定による中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の4の規定による地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (7) 措置法第10条の5の規定による特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除
- (8) 措置法第10条の5の2の規定による特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第10条の5の3の規定による雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除
- (10) 措置法第10条の5の4の規定による生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (11) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(同法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。)
- (12) 措置法第41条の18の3の規定による公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除

- 14 措置法第41条の18の2の規定による認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
- 15 措置法第41条の18の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除
- 16 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- 17 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
- 18 措置法第41条の19の4の規定による認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除
- 19 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税額の軽減又は免除
- 20 法第95条及び第165条の6の規定による外国税額控除

- 13 措置法第41条の18の2の規定による認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
- 14 措置法第41条の18の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除
- 15 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- 16 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
- 17 措置法第41条の19の4の規定による認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除
- 18 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税額の軽減又は免除
- 19 法第95条及び第165条の6の規定による外国税額控除